

## 災害時の支援物資の安定供給へ

### 物流のプロフェッショナルと連携

市は3月12日（火）、運送事業を行

う3社（佐川急便株式会社、三友通商

株式会社、ヤマト運輸株式会社）と「災

害時における支援物資の安定供給で

等に関する協定書」の合同調印式を行

きました。

いました。

地震などの災害発生時、被災地では

支援物資が届いても、その後の管理や

各避難所への配送がスムーズにいかない

3社の代表の皆さんからは「官民を



## 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 合同調印式

（左から）ヤマト運輸株式会社久留米主管支店の田邊主管支店長、佐川急便株式会社九州支店の森支店長、藤田市長、三友通商株式会社の寺崎代表取締役

### 協定により要請できる4つの業務

- ①避難所などへの支援物資の配送計画の策定、配送の実施
- ②配送時、被災者から物資ニーズを収集
- ③市が設置した物資集配拠点での荷役作業（支援物資の荷卸し、登録、分配など）
- ④荷役作業に必要な人員、機材の提供



## 成人男性の風しん定期予防接種が

### 始まります

風しんは、発熱および発しんを主な

●対象 昭和37年4月2日～昭和54年

症状とし、飛沫感染により人から人へ

4月1日生まれの男性で、抗体検査を

感染する、感染力が強い疾病です。次

●接種回数 1回

の対象者は、風しんの抗体保有率が低い

●自己負担金 無料

世代と言われています。

●抗体検査、予防接種を受けるためには、クーポン券が必要です。

風しんの発生を予防するために、予防接種を受けましょう。

▽今年度のクーポン券発送対象者  
昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

※クーポン券は、5月～6月ごろに発送

※昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性で、クーポン券を希望する人は問い合わせください。

問い合わせ先 健康推進課（カミィ

リヤ内）☎（920）8611



## 固定資産税の納税通知書を発送します

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、登記簿または固定資産補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人に課税される税金です。税額は次のような手順で決定します。

- ①固定資産（土地、家屋、償却資産）を評価し、価格（評価額）を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
- ②課税標準額×税率＝税額  
 固定資産税＝固定資産税課税標準額×1.4%  
 都市計画税＝都市計画税課税標準額×0.3%  
 ※都市計画税は都市計画事業（道路・公園整備、土地区画整理事業など）の費用に充てるための目的税です。課税対象は、市街化区域内にある土地と家屋です。

税額などを記載した納税通知書を4月上旬に納税義務者に送付します。添付の課税明細書に資産ごとの評価額、課税標準額、税相当額を記載していただきます。

事業用として使用する資産がある場合、所得税の確定申告にも利用できますので大切に保管してください。

土地・家屋については、3年ごとに評価を見直します。今回は評価替えの年ではありませんが、負担調整措置などにより価格が増減が生じている場合があります。詳しくは納税通知書に同封しているチラシをご覧ください。

**【土地の評価】**  
 総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。登記地目とその年の1月1日の現況が異なる場合は、現況の地目により評価します。

**【家屋の評価】**  
 新築や増築時に家屋調査を行い、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、評価額を算出します。

●家屋を建てたとき、取り壊したとき

新築・増築した場合、原則として法務局で登記しなければなりません。また、家屋を取り壊した場合には、建物の登記を抹消する必要がありますので、法務局で手続きしてください。なお、未登記家屋の新築、増築、取り壊しは、税務課への届出をお願いします。

●家屋の各種改修工事をした場合の減額措置

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修を行った場合、家屋の固定資産税の減額措置があります。これらの制度を利用する場合、改修工事後3カ月以内に申告が必要です。詳細は問い合わせください。

**【償却資産の評価】**

評価額は、毎年、提出される償却資産申告書の取得価額を基礎として、耐用年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して算出します。

減少（減価）は、取得価額の5%まで、その資産を所有する限り毎年課税されます。

●問い合わせ先  
 税務課 固定資産税担当

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います

市が課税している全ての土地または家屋の評価額などを記載した縦覧帳簿を、所有する物件に応じて見ることができま

※償却資産は縦覧の対象外です。

●縦覧できる人 納税義務者本人または委任を受けた代理人

●期間 4月1日（月）～5月7日（火）、8時30分～17時  
 ※土・日曜日、祝日は除く。

●縦覧に必要なもの

▽官公署などが発行した本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）  
 ▼代理人の場合は納税義務者からの委任状（納税義務者が法人の場合は法人の代表者印を押印した委任状）  
 ※固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧は、本人資産に関わる部分に限り常

に閲覧できます。  
 ■平成31年度の固定資産課税台帳に登録されている評価などの税の諸証明は、4月1日（月）から発行します。

●縦覧場所・問い合わせ先 税務課 固定資産税担当（市役所1階）